

官報

号外 昭和二十六年三月八日

○第十回 参議院 會議録第二十一号

昭和二十六年三月七日(水曜日)午前十一時三十一分開議

議事日程 第二十号

昭和二十六年三月七日

午前十時開議

第一 國家公務員のための國設備舎に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第二 農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

一昨五日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを通商産業委員会に付託した。

熱管理法案(中村純一郎君外二十九名提出)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

資金運用部特別会計法案

電信電話料金法の一部を改正する法律案

電気通信委員会に付託

官報号外 昭和二十六年三月八日

参議院會議録第二十一号 議長の報告

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

海難審判法の一部を改正する法律案

港域法の一部を改正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

消防組織法の一部を改正する法律案

水先法の一部を改正する法律案

北海道開発のためにする港湾工事に

関する法律案

同日衆議院議長から左の法律の公布を

奏上した旨の通知書を受領した。

消防組織法の一部を改正する法律

水先法の一部を改正する法律

北海道開発のためにする港湾工事に

関する法律

同日議院において採択することを議決

した山口県の地域給引上げに関する請

願外六十五件の請願および三重県山田

地区の地域給引に関する陳情外五件の陳

情は各々意見書を附し、即日これを内

閣に送付した。

同日議長において、左の常任委員の辞

任を許可した。

予算委員 楠見 義男君

同日議長において、常任委員の補欠を

左の通り指名した。

予算委員 竹下 豊次君

同日議長において、左の特別委員の辞

任を許可した。

電力問題に關

する特別委員 森下 政一君

同日議長において、特別委員の補欠を

左の通り指名した。

電力問題に關

する特別委員 樺 繁夫君

去る二日委員長から提出した左の調査

承認要求に對し議長は一昨五日これを

承認した。

河川、道路、都市及び建築等各

種事業並びに国土その他諸計画

に関する調査承認要求書

一、事件の名称 河川、道路、都市

及び建築等各種事業並びに国土そ

の他諸計画に関する調査

一、調査の目的 河川、道路、都市

及び住宅等各種事業並びに国土總

合開發計画その他諸計画について

調査検討する。

一、利益 建設事業特に災害復旧總

合開發並びに住宅問題等につき実

相を総合的立場において把握し、

その対策を樹立するとともに、関

係法令の改廢の検討に資する。

一、方法 広く関係官民から計画、

実施、成果等につき意見を聴取す

るとともに実地視察、資料の蒐集

等により調査を行う。

一、期間 今期国会開會中

右本委員会の決議を経て、参議院規

則第三十四條第二項により要求す

る。

昭和二十六年三月二日

建設委員長 小林 與三

参議院議長佐藤尚武殿

去る三日内閣總理大臣に左の者を政府

委員に任命することを承認した旨回答

した。

経済調査庁長官 木村 武君

経済調査庁長官 吉田 龍雄君

経済調査庁長官 可波 實君

一昨五日内閣總理大臣から、経済調査

庁長官部長木村武君外二名(前掲議長

承認の通り)を第十回国会政府委員に

任命した旨の通知書を受領した。

昨六日内閣から予備審査のため左の議

案が送付された。よつて議長は即日こ

れを委員会に付託した。

国立学校設置法の一部を改正する法

律案 文部委員会に付託

食糧管理法の一部を改正する法律案

食糧の政府買入数量の指示に関する

法律案 農林委員会に付託

外国為替資金特別会計法案

同日衆議院議長から左の内閣提出案を受領

した。よつて議長は即日これを委員会

に付託した。

放送法第三十七條第二項の規定に基

き、国会の承認を求むるの件

電気通信委員会に付託

公団等の予算及び決算の暫定措置に

關する法律の一部を改正する法律案

農地証券の償還金の一部を一般會計

の負担とすることに關する法律案商

品券取締法の一部を改正する法律

案

國家公務員等の旅費に關する法律の

一部を改正する法律案

國家公務員共済組合法の規定による

年金の額の改正に關する法律案

大蔵委員会に付託

港則法の一部を改正する法律案

海事代理士法案

運輸委員会に付託

同日衆議院議長から本院の送付した左の内

閣提出案は、同院において、これを可

決した旨の通知書を受領した。

あん摩、はり、きゅう、柔道整復等

營業法の一部を改正する法律案

海難審判法の一部を改正する法律案

港域法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から左の法律の公布を

奏上した旨の通知書を受領した。

あん摩、はり、きゅう、柔道整復等

營業法の一部を改正する法律

海難審判法の一部を改正する法律

港域法の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、同院は首都建設

委員会委員に阿部美樹志君、次田大三

郎君、小林中君及び高野直治君を任命

することに同意した旨の通知書を受領

した。

同日委員長から左の報告書を提出し

た。

國家公務員のための國設備舎に關す

る法律の一部を改正する法律案可決

報告書

農業災害補償法第十二條第三項の規

定の適用を除外する法律の一部を改

正する法律案可決報告書

一昨五日内閣總理大臣に厚生省公衆衛

生局長山口正義君を政府委員に任命す

ることを承認した旨回答した。

昨六日内閣總理大臣から、厚生省公衆

衛生局長山口正義君を第十回国会政府

委員に任命した旨の通知書を受領し

た。

同日内閣總理大臣に左の者を政府委員

に任命することを承認した旨回答し

た。

法制意見参事官 影山 勇君
同 位野木益雄君

同日内閣総理大臣から、法制意見参事官影山勇君外一名（前掲議長承認の通り）を第十回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

○議長（佐藤尚武君） これより本日の会議を開きます。

この際お諮りいたします。山下義信君から、海外旅行中のため、なお引続き二十八日間請願の届出がございまして、これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤尚武君） 御異議ないと認めます。よつて請願の件は決定いたしました。

○議長（佐藤尚武君） 日程第一、国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）を議題といたします。

先ず委員長長の報告を求めます。大蔵委員長小串清一君。

〔審査報告書は都合により第二十七号末尾に掲載〕

国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和二十六年三月三日
内閣総理大臣 吉田 茂

国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律案
国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員のための国設宿舎に関する法律（昭和二十四年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第八條の見出しを（宿舎の設置等に関する総合調整）に改め、同條第二項を削り、同條の次に次の二條を加える。

（宿舎の設置）

第八條の二 大蔵大臣は、第七條の規定による政令で定める設置計画に基いて、宿舎を設置するものとする。但し、左の各号に掲げる宿舎は、当該各号に掲げる者が設置するものとする。

一 郵政事業、電気通信事業その他の事業を企業的に運営する政令で定める特別会計の負担において設置する宿舎 当該特別会計を管理する各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四條第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）

二 特定の官署に勤務する国家公務員のために一時に多数の宿舎を設置する必要がある場合その他大蔵大臣以外の者が宿舎を設置することを適当とする事情がある場合で大蔵大臣が指定する場合に設置する宿舎 当該宿舎の貸與を受ける国家公務員の所属する各省各庁の長

（宿舎の維持及び管理）
第八條の三 各省各庁の長は、第七條の規定による政令の定めるところに従い、宿舎の維持及び管理を行うものとする。

第十條中「左に掲げる国家公務員

のために」の下に「予算の範囲内で」を加え、同條に次の一号を加える。

十二 警察予備隊本部長官
第十二條第一項中「政令で定める者のために」の下に「予算の範囲内で」を加える。

第十四條に次の一項を加える。
4 有料宿舎の貸與を受けた者が第十九條第一号又は第二号の規定に該当することとなつた場合においては、居住者は、これらの規定に該当することとなつた日から宿舎の使用料を、毎月その月末までに、国に拂ひ込まなければならない。

第十八條の見出しを（費用及び使用料の所屬区分）に改め、同條第一項中「それぞれ宿舎の貸與を受けた者の報酬を支弁する会計を当該宿舎の所屬する会計」に改め、同條第二項中「特別会計」を「政令で定める特別会計」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 宿舎を、所屬を異にする会計（郵政事業、電気通信事業その他事業を企業的に運営する政令で定める特別会計を除く。以下同じ。）の間において、所管換若しくは所屬替をし、又は所屬を異にする会計をして使用させるときは、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十五條の規定にかかわらず、当分の間、当該会計間において無償として整理することが出来る。

（小串清一君登壇、拍手）
○小串清一君 只今上程されました国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律案の委員会におきます審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

先ず本改正案の主要な諸点を申し上げますと、第一には、宿舎を設置する権限に関する規定を設けようとするのであります。第二は、公邸及び無料宿舎の設置について、予算的制約を明文化する共に、公邸を貸與する者の範囲に警察予備隊本部長官を加えようとするのであります。第三は、宿舎の使用及び使用料に関する会計の所屬区分を明確にすると共に、会計間の財産整理に関する規定を整備しようとするのであります。第四は、企業的に事業を運営する特別会計を除く特別会計所屬の職員で、現在一般会計を以て設置された宿舎に居住している者がある中で、国有財産法による財産の整理上において、又宿舎の合理的な総合調整を行う場合においても、これら異なる会計間において有償として整理することとは支障があるので、当分の間これを無償として整理することができるようになつてゐるのであります。

本案審議に当りましては、各委員より熱心な質疑がありましたが、それらの詳細は速記録により御承知を願ひたいと思ひます。かくて質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告いたします。（拍手）

○議長（佐藤尚武君） 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立者多数）
○議長（佐藤尚武君） 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長（佐藤尚武君） 日程第二、農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。農林委員長長羽生三七君。
〔審査報告書は都合により第二十七号末尾に掲載〕
農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十六年三月一日
衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武殿
農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案
農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案

農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律（昭和二十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。
「昭和二十三年、昭和二十四年度及び昭和二十五年度を、昭和二十三年から昭和二十六年度までに改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔羽生三三君登壇、拍手〕

○羽生三三君 只今議院となりました農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案の農林委員会における審査の結果及び結果を御報告申し上げます。

本法法律案の内容たる農業災害補償法第十二條は、その第一項において、食糧管理特別会計は農業共済組合の組合員の支拂うべき稲及び麦等の農作物共済の共済掛金の一部を負担することとなし、而してその第三項において、この負担金を食糧の充て度価格の中に繰込んで、食糧の消費者の負担とすべきことを規定してあるであります。併しこれが臨時措置として、かねてこの第十二條第三項の規定の適用除外の法律を定めて、昭和二十三年、二十四及び二十五の三カ年度に亘つて食糧管理特別会計の負担金を消費者の負担とすることを取りやめて、これを一般会計から補填することにいたして来たのであります。而して昭和二十六年年度においても引続き同様な取扱をなさんとするものであります。委員会におきましては、今まで毎年とつて来たかような臨時措置を恒久的措置に切替えるべきであるとの意見が大勢でありまして、政府においても、大体同様な考えを以て、近く農業災害補償制度の再検討の際、鄭々考慮したいとの意向でありました。これら質疑の詳細については会議録に譲ることとしたのであります。

かくして討論に入り、岡村委員から、この臨時措置を恒久的措置たらしめることを重ねて主張せられ、なお

又本法法律案に關連して、農業共済組合連合会の不足金の整理について政府における速かなる解決を強く要請せられ、続いて採決の結果、全会一致を以て政府原案通り可決すべきものと決定いたしました。右御報告申し上げます。

○議長(佐藤寅次郎君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○議長(佐藤寅次郎君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十八分散会

○本日の会議に付した事件

一、議員の請願

一、日程第一 国家公務員のための國政宿舍に關する法律の一部を改正する法律案

二、日程第二 農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長 佐藤 寅次郎君
副議長 三木 治郎君

議員

山川 良一君 山内 卓郎君
村上 義一君 宮城タマヨ君
前田 稔君 堀越 隆郎君
藤森 辰治君 藤野 繁雄君
野田 俊作君 徳川 宗敬君
常岡 一郎君 伊達源一郎君
高橋 道男君 高木 正夫君

鈴木 直人君 新谷寅三郎君

島村 軍次君 西郷吉之助君

高良 とみ君 小林 政夫君

小宮山常吉君 木下 辰雄君

片柳 眞吉君 柏木 康治君

加藤 正人君 小野 哲君

梅原 眞隆君 長島 銀藏君

秋山俊一郎君 高橋進太郎君

上原 正吉君 大谷 繁樹君

九鬼紋十郎君 深木 大郎君

加納 金助君 大矢半次郎君

城 義臣君 植竹 泰彦君

西川基五郎君 小野 義夫君

鈴木 安孝君 黒田 英雄君

中川 幸平君 一松 政二君

中山 壽彦君 小串 清一君

中川 以良君 赤澤 興仁君

赤木 正雄君 廣瀬興兵衛君

加藤 武雄君 長谷山行毅君

白波親米吉君 山縣 勝見君

安井 謙君 山本 米治君

岡田 信次君 愛知 榮一君

滝井治三郎君 石村 幸作君

池田宇右衛門君 石交 太藏君

島津 忠彦君 石原幹市郎君

鈴木 恭一君 大島 定吉君

川村 松助君 谷口謙三郎君

有馬 英二君 油井賢太郎君

山田 佐一君 西田 隆男君

左藤 義詮君 小林 英三君

村尾 重雄君 藤原 道子君

若木 勝藏君 永井純一郎君

三橋八次郎君 齊 武雄君

高田清一君 吉川末次郎君

松浦 清一君 荒木正三郎君

三輪 貞治君 田中 一君

松永 義雄君 小泉 秀吉君

大隈 信幸君 岩本 哲夫君

小笠原三三男君 吉田 法晴君

駒井 藤平君 小川 久義君

羽生 三三君 江田 三郎君

大野 幸一君 曾 益君

中村 正雄君 須藤 五郎君

兼岩 傳一君 重森 壽治君

森 八三三君 佐多 忠隆君

相馬 助治君 千田 正君

三浦 辰雄君 小松 正雄君

堀木 謙三君 松原 一彦君

矢嶋 三義君 細橋 小虎君

河崎 ナツ君 平林 太一君

政府委員 大蔵政務次官 西川基五郎君

農林政務次官 島村 軍次君

〔第十六号参照〕

内閣委員会請願審査報告書第一号

第八六号 元職傷病者に対する恩給増額の請願

第一三四号 元職傷病者に対する恩給増額の請願

第一九〇号 元職傷病者に対する恩給増額の請願

第二六〇号 恩給に關する請願

第二七七号 元傷い軍人の恩給増額に關する請願

第三七九号 傷い恩給改正に關する請願

第三九九号 元職傷病者に対する恩給増額の請願

昭和二十六年二月十六日

内閣委員長 河井 彌八

參議院議長 佐藤寅次郎君

第一三四号 高知市帶廣町 安井勝正外一万七千三百五十五名提出

第一九〇号 徳島県名東郡新居村南新居 横忠雄外四千二百七十三名提出

第二六〇号 北海道札幌市南一七條西一二 森谷新外二千五百九十名提出

元傷い軍人の恩給増額に關する請願

第二七七号 岡山県倉敷市日の出町日本傷い者同志連盟内 木村幸之助外七名提出

第三七九号 神奈川県小田原市風祭四一二 木窪田新外六十八名提出

元職傷病者に対する恩給増額の請願

第三九九号 栃木県那須郡大町 原町二、八七〇 下島喜外九十一名提出

右七件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年二月十七日

内閣委員長 河井 彌八

參議院議長 佐藤寅次郎君

意見書案

元職傷病者に対する恩給増額の請願(八六号)

請願者 岐阜県羽島郡笠松町松枝 高嶋芳弘外千六百十九名

右の請願は終戦後の社会情勢急変に伴い元職傷病者の生活は言語に絶する窮状に陥つてゐる。しかるに救護員や官吏の恩給は、職傷病者の何十倍という高額となつてゐるにかかわらず不具發疾等の職傷病者の悲惨な境遇が何

等考慮されていらないのは不合理であるから、元職傷病者に対する恩給を一般公務員と同額まで、補償増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

意見書案

元職傷病者に対する恩給増額の請願(第三四号)

請願者 高知市市役所 安井勝

正外 一万七千三百五十五名

右の請願は

昭和二十一年勅令第六十八條による傷い恩給は、昭和二十三年九月改訂されたのみで、その後諸物価の高騰にかかわらず、きつ付となつてゐるので、傷病者の生活は日に困窮の度を加へ、悲惨な境遇に陥つてゐる現状であるから、すみやかに傷い恩給を改正増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

意見書案

元職傷病者に対する恩給増額の請願(第一九〇号)

請願者 徳島県名東郡新居村南

新居 横忠雄外四千二百七十三名

右の請願は

元職傷病者に対する現行の補償は、あ

まりにも現下の実状にそわぬ低額であるため、全国の職傷者の生活不安は日毎に深刻化し、その影響は由々しい社会問題となつてゐるから、元職傷者に対する補償を大幅に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

意見書案

恩給に関する請願(第二六〇号)

請願者 北海道札幌市南一七條

西一二 森谷新外二千五百九十名

右の請願は

第三回国会および第六回国会において、恩給法臨時特例改正があつて、全国恩給受給者は感謝してゐるが、しかし、現在の物価に比し、その額が僅かであるから、(一)現恩給受給者の既得権を確保すること、(二)国家公務員に対する賞銀ベースの改正とともに、その都度現恩給受給者の仮定俸給年額もこれに並行して改正すること、(三)改正恩給臨時特例中、最近の退職者に比し、恩給受給額に不均衡の者が多数あるから、これをすみやかに是正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

意見書案

元職傷病者に対する恩給増額の請願(第二七七号)

請願者 岡山県倉敷市日の出町

幸之助外七名

右の請願は

現在傷い者に対する救済保護施設として恩給制度が適用されてゐるが、国家公務員の傷い者の増加恩給に比し、戦争による傷い者の増加恩給は非常に少額で、はなはだしく不公平であるから、最低の生活保障をせられるより元職傷病者の恩給を国家公務員の公傷による場合と同様に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

意見書案

元職傷病者に対する恩給増額の請願(第二七七号)

請願者 岡山県倉敷市日の出町

幸之助外七名

右の請願は

現在傷い者に対する救済保護施設として恩給制度が適用されてゐるが、国家公務員の傷い者の増加恩給に比し、戦争による傷い者の増加恩給は非常に少額で、はなはだしく不公平であるから、最低の生活保障をせられるより元職傷病者の恩給を国家公務員の公傷による場合と同様に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

意見書案

傷い恩給改正に関する請願(第三七九号)

請願者 神奈川県小田原市風祭

四一二 木盛田新外六十八名

右の請願は

現在の傷い恩給は、終戦後制定せられたものであるが、その支給額は、階級制度によつてゐるため、同程度の重症者でも元大將は年額二万円であるに對し、元兵は僅か三千二百円となり、生活を保障すべき本来の目的に副わぬ不合理な制度となつてゐるから、同恩給の階級を廃して一律に月額千五百円とせられたい。なお一人年額二千四百円の家族加給を公務員などに引き上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体

は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

意見書案

元職傷病者に対する恩給増額の請願(第三九七号)

請願者 栃木県那須郡大田原

町二、八七〇、下島喜工外九十一名

右の請願は

さきに傷い者の恩給については五割の増額をみたが、現下の経済界の変動と、義肢、義眼、補助器の新調または修理費等に多額の費用を要し、傷い者は絶えず不安定な生活を続けたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

意見書案

内閣委員会陳情報告書第一号

第九六号 昭和二十三年六月以前

の退官官吏の恩給増額に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十六年二月十七日

内閣委員長 河井 彌八

参議院議長 佐藤 尚武

内閣委員会陳情特別報告第一号

昭和二十三年六月以前の退官官吏の恩給増額に関する陳情

第九六号 神奈川県横浜市戸塚区鍛冶ヶ谷一八七 豊川兵次

提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十六年二月十七日

内閣委員長 河井 彌八

参議院議長 佐藤 尚武

意見書案

陳情者 神奈川県横浜市戸塚区鍛冶ヶ谷一八七 豊川兵次

右の陳情は

昭和二十三年六月以前に退職した官吏の恩給増額と昭和二十六年一月以後に退職する官吏の恩給増額との差がはなはだしいから、昭和二十三年六月以前に退職した官吏の恩給増額を、同等に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十六年 月 日

参議院議長 佐藤 尚武

内閣総理大臣吉田茂

定価 一部 六円五十銭
送料実費
発行所 東京都新宿区市谷本村町
電話九段 五三一 官報課
振替東京 二九〇〇〇